

令和3年度ふるさとの里山林保全活動推進事業による 森林整備実施要望について（募集案内）

令和3年5月
公益社団法人京都モデルフォレスト協会

ふるさとの里山林保全活動推進事業（旧事業名：府民参加型里山ふれあい事業）は、京都府「豊かな森を育てる府民税」を原資として、放置され荒廃した森林において、自治会等の地域の団体・ボランティア団体・NPO法人（以下、「地域住民等」という。）が下刈りや間伐などの里山林保全活動に取り組めるよう事前に行う基盤整備事業で平成28年度から実施しています。

要望いただいた箇所について森林組合等の専門事業者により整備を進めます。
令和3年度についても以下の内容で募集を行いますので、是非ご応募ください。

募集スケジュール

	募集締切		事業実施期間
第1期	～7月15日	審査期間	8月中旬～10月下旬
第2期	～9月15日		10月中旬～12月下旬
第3期	～11月15日		12月中旬～2月下旬

※但し、予算額の上限に達し次第終了といたします。

1 募集対象者

里山林の森林所有者、里山林保全活動を行おうとする個人もしくは団体（企業は除く）。

2 対象森林

事業実施後の森林において地域住民等（構成員が3名以上の団体）が里山林保全活動を3年以上継続して実施する計画のある里山林。

3 事業内容

以下のことについて、森林組合等の専門事業者が実施。

- （1）地域住民等が行う里山林保全活動を安全に行うために必要な間伐、倒木処理、下刈り、及び障害となる伐倒木の搬出などの森林整備。
- （2）地域住民等が行う里山林保全活動を円滑に行うための森林施業路、歩道などの基盤整備。

4 事業実施に当たっての留意事項

- （1）里山林保全活動箇所1件あたり50万円（税込み）を上限とする。
- （2）事業実施後、3年間は里山林保全活動について報告書を提出すること。
（7提出書類（8））

- (3) 事業の実施に当たって第三者に損害が生じた場合、当協会は補償は行わない。
- (4) 森林施業路、歩道などの基盤整備については、効率的・効果的に里山林保全活動が行えるよう、既存の路網と併せて整備を行えるものとする。

5 実施の要件

- (1) 要望者が対象森林の所有者の場合
 - ・所有権が確認できる書類（登記簿等）の提出。
- (2) 要望者が対象森林の所有者以外の場合
 - ・要望者と対象森林の所有者の間で下記事項を定めた協定書等を締結していること。

(必要事項)

協定の締結者の住所氏名／協定の目的／協定期間／協定の対象となる森林／活動計画／その他必要な事項

※要望する団体や団体の構成員が森林所有者である場合には、土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に替えることができる。

6 提出書類

- (1) 事業実施要望書（別記1号様式）
 - (2) 対象森林の所有権が確認できる書類
 - (3) 対象森林の所有者との協定書等（要望者が対象森林の所有者以外の場合）
 - (4) 事業実施要望箇所の位置図（2万5千分の1程度）
 - (5) 整備要望範囲、既存の歩道等の路網状況のわかる図面（5千分の1程度）
 - (6) 状況が確認できる写真
 - (7) 事業実施後の里山林保全活動実施計画書（3ヵ年計画）（別記2号様式）
 - (8) 事業実施後、3年間の里山林保全活動についての報告書（別記3号様式）
- ※（1）～（7）は応募時に提出、（8）は1回目の里山林保全活動終了時から3年間提出。

7 その他

- (1) 書類の提出期限は各期上記募集スケジュール表のとおりです。書類到着後、内容に関する問い合わせや修正、追加書類の提出等求める場合があります。求めに対して速やかに対応いただけない場合は受理できませんのでご注意願います。
- (2) 審査の結果、採択・不採択については文書にて通知します。
- (3) 申請内容は、当協会及び京都府、市町村で情報を共有いたしますのでご了承ください。
- (4) 採択された内容については、当協会ホームページ等に掲載いたしますのでご了承ください。(URL : <http://www.kyoto-modejforest.jp/>)

8 書類の提出先・問い合わせ先

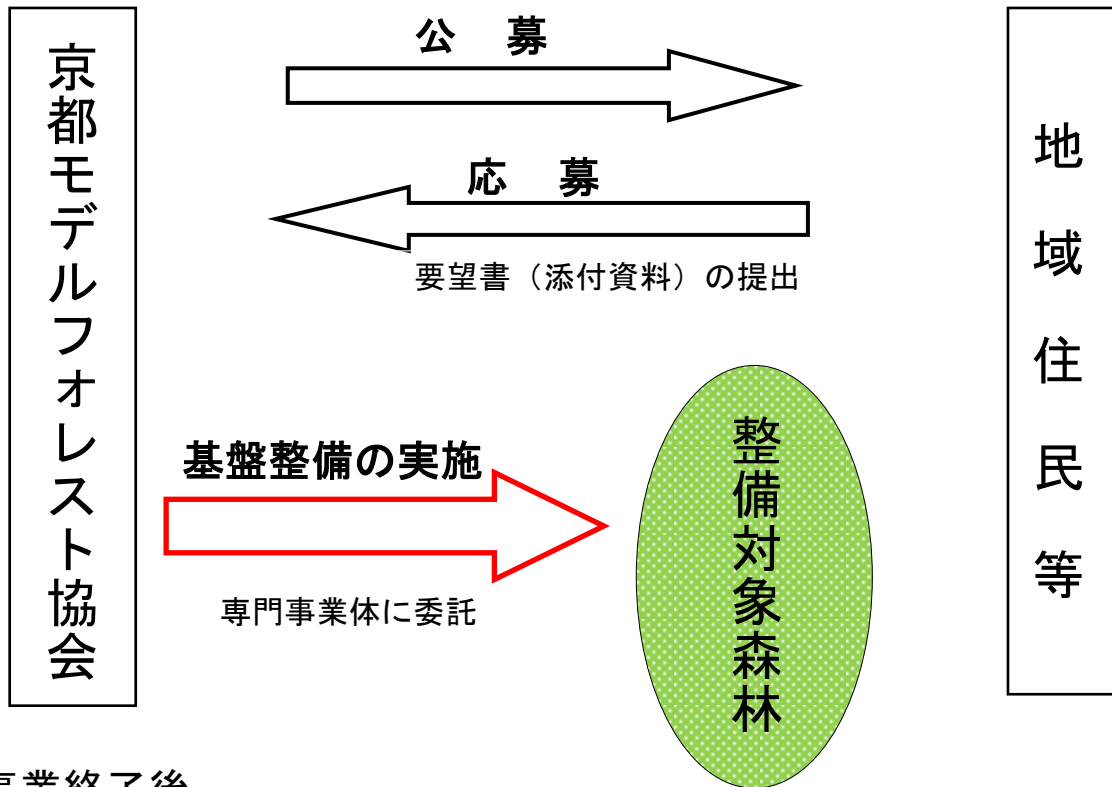
公益社団法人京都モデルフォレスト協会

〒604-8424 京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館3F

TEL : 075-823-0170 (代表) FAX : 075-823-0170 メール : kyomori@kyoto-modelforest.jp

事業の流れイメージ

ふるさとの里山林保全活動推進事業



事業終了後

里山林保全活動（3カ年以上）の実施 （他事業等による実施でも可）

